

## 議案第 3 号

### 令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

以下の理由により、令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

#### 理 由

令和4年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択、並びに令和3年度における自由社中学校歴史教科書の新規発行に伴う無償措置法施行規則第6条第3号により可能な採択替えに関する事務について、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

##### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

##### (2) 学校教育法

（教科用図書・教材）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

（準用規定）

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条

から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。（以下省略）

（教科用図書使用の特例）

附則第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

### (3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見を聞いて、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

### (4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行

われないこととなつた場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

(5) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

(同一教科用図書の採択の特例)

第六条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第十五条第二項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われなかった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第三項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

三 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十二条の規定による再申請（同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。）により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなつた教科用図書がある場合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

(別紙)

## 令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針案

令和3年6月 日  
沖縄県教育委員会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、令和4年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書、並びに無償措置法施行規則第6条第3号による採択替えを行う場合の中学校で使用する教科用図書の採択基本方針を次のとおり定める。

### 1 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針

#### (1) 採択基準について

ア 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書

(ア) 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択すること。

(イ) 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

(ウ) 検定教科書の採択は、原則として学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とすること。

(エ) 教科用図書は一種目について二重に選択することはできないこと。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

a 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の「国語」の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

b 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の「国語」の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

イ 特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書

(ア) 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限ること。

a 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

b 障害の幅が広く、検定教科書ではくくれない場合

c 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

d 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

(イ) 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

(2) 採択方法について

ア 特別支援学校においては採択のために校内の採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。

イ 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

(3) 採択結果及び理由等の公表について

採択権者は、教科用図書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。

2 無償措置法施行規則第6条第3号による採択替えを行う場合の中学校で使用する教科用図書の採択基本方針

(1) 採択基準について

ア 採択に当たっては、教育的見地と公正な立場を堅持すること。

イ 採択に当たっては、採択地区の自然的、経済的、歴史的、文化的諸条件等を総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。

ウ 採択に当たっては、県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。

エ 採択に当たっては、採択地区の教育委員会は、共同採択を行う場合は採択地区協議会を設け、採択に遺漏がないようにすること。

オ 採択に当たっては、各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。

(2) 採択方法について

市町村教育委員会においては、無償措置法施行規則第6条第3号による採択替えを行う場合は教科用図書を採択するための協議機関を、国立大学法人立・私立中学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。

その際、以下のア～オの事項に留意すること。

ア 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

イ 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏ま

えて判断することも考えられること。

- ウ 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。
- エ 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。
- オ 採択替えの教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

## 1 件名

令和4年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

## 2 基本方針を定める理由

令和4年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択、並びに令和3年度における自由社中学校歴史教科書の新規発行に伴う無償措置法施行規則第6条第3号により可能な採択替えに関する事務について、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

## 3 方針策定の経緯

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く）の校長が行う採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行うこととなっている。

そこで、基本方針を策定するため、20名の委員で構成する沖縄県教科用図書選定審議会を設置し、教科用図書の採択基準等について諮問した。

令和3年4月（新型コロナ感染拡大防止のため書面開催とし、メール・書面等を活用し実施）及び令和3年5月28日の審議を経てまとめられた答申及び同法の諸規定に関する文部科学省通知を基に採択基本方針としてまとめた。

## 4 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
第21条(教育委員会の職務権限)
- (2) 学校教育法  
第34条(教科用図書・教材)  
第49条(準用規定)・・・中学校に準用する。  
附則第9条(教科用図書使用の特例)
- (3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律  
第10条(都道府県の教育委員会の任務)  
第13条(教科用図書の採択)  
第14条(同一の教科用図書を採択する期間)
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令  
第15条(同一の教科用図書を採択する期間)・・・4年間
- (5) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則  
第6条(同一の教科用図書の採択の特例)

## 5 添付資料

沖縄県教科用図書選定審議会答申

令和4年度における、特別支援学校の小・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択および、令和3年度における自由社中学校歴史教科書の新規発行に伴う無償措置法施行規則第6条第3号により可能な採択替えに関し、市町村教育委員会及び義務教育諸学校の校長に対して県教育委員会が行う指導、助言又は援助等について（答申）

令和3年5月28日

沖縄県教科用図書選定審議会

## 目 次

- 1 令和4年度に特別支援学校小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について . . . 1
- 2 採択替えを行う場合の中学校で使用する教科用図書の採択について . . . 5

# 令和4年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校 で使用する教科用図書の採択について

## 1 教科用図書の採択規準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。

### (1) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

- ① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。
- ② 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。
- ③ 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。
- ④ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。
  - ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科書については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。
  - イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科書については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

### (2) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

- ① 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。
  - ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合
  - イ 障害の幅が広く、検定教科書ではくれない場合
  - ウ 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
  - エ 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
- ② 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科書については「生活」の教科書で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

## 2 教科用図書調査員会が行う一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）の調査観点について

### (1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に  
応じて、最もふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

### (2) 調査方法

各教科ごとに10種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般図  
書の中から調査し、学校教育法附則第9条の規定による一般図書（絵本等）選定  
資料を作成すること。

### (3) 調査観点

- ① 一般図書（絵本等）の選定においては、特に次のアからカの事項に留意する  
とともに、選定した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発  
行者の所在地等についても配慮すること。

- ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じた内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が望ましく、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選定する図書の間の系統性にも配慮すること。
- エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを選定するようにしCD、DVDを主とするものやジグソーパズル型、切り紙工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。ただし、CD等が付属する図書についてはその限りではない。
- オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- カ 一般図書（絵本等）は前期・後期分割しての給与対象としていないため分冊本は選定しないこと。ただし、「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できる。  
※分冊本…教科書の上下巻や拡大教科書などのひとまとまりの書物を何冊かに分けたもの。

② 一般図書（絵本等）は、児童生徒の発達段階を踏まえ、概ねそれぞれの発達段階に応じて選定できるようにアからエのことに留意すること。

- ア 小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考慮され、各校種の学習指導要領に示された教科の目標を達成するのに十分であること。
- イ 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと。
- ウ 内容が児童生徒の日常生活と結び付き、遊びを通じた学習もできる内容になっており、生活経験の広がりにも役立つものであること。
- エ 視覚・聴覚・触覚等に訴え、各教科に応用し発展的に取り入れられる内容になっていること。

③ 各教科の観点

ア 生活

- a 基本的な生活習慣が身に付くような内容であるか。
- b 健康で安全な生活ができるような内容であるか。
- c 友達と関わりをもって仲良く遊べる内容であるか。
- d 身近な人と自分との関係を理解し、簡単な応対などができる内容であるか。
- e 家庭や学校における集団生活に参加し、簡単な役割を果たすことができる内容であるか。
- f 家庭、学校及び社会の簡単なきまりを理解し、簡単な手伝いや仕事ができる内容であるか。
- g 買い物ごっこなどが織り込まれており、簡単な買い物の金銭の取り扱いができる内容であるか。
- h 身近な自然の事物・現象に興味・関心を持ち、その特徴や変化の様子が理解できる内容であるか。
- i 家庭や社会の様子に関心をもち、その働きを理解できるような内容であるか。
- j 日常生活と関係の深い公共の施設や機関に慣れ、また、それらを利用できる内容であるか。

イ 国語

- a 国語の「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の基礎的諸能力の育成に必要な表現となっているか。

- b 言語能力の発達に応じて段階的に学習できる表現となっているか。
- c 絵の表現内容は、身近なもので興味・関心がもてる内容であるか。
- d お話づくりができるなど、絵のつながりで筋道を立てて考えることができる内容となっているか。
- e 絵と文が調和のとれた表現となっているか。
- f 根拠をもとに筋道をたどって想像し、考えを広げていける内容であるか。
- g 色彩は自然で好感を与え、読みたい気持ちを高める表現となっているか。

#### ウ 社会

- a 日常生活の中で起こる事柄の習得に役立つものであるか。
- b 社会生活がどのようになっているかを知り、自分の役割が学べる内容であるか。
- c いろいろな職場で働く人たちの様子を知り、将来の社会生活に興味・関心がもてる内容であるか。
- d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心が持てる内容であるか。

#### エ 算数（数学）

- a 数・量や形の概念を形成するような教材で、生活経験の中にある具体物を扱っている内容であるか。
- b 数・量や形が児童生徒の興味・関心が持てる内容であるか。
- c 内容が児童生徒の発達に応じて、系統的に組み立てられており、繰り返し学習ができるようになっている内容であるか。

#### オ 理科

- a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心が持てる内容であるか。
- b 遊びの発展性、生活との結び付きなどが配慮された内容であるか。
- c 身近な環境の中で経験できる内容であるか。
- d 写真・挿絵等は煩雑でなく、適切に表現されたものであるか。

#### カ 音楽

- a 絵を見て歌詞や曲の内容がわかるものであるか。
- b 行事や季節が感じられる内容であるか。
- c 簡単なリズム遊びや楽器遊びができるような内容であるか。
- d 身体表現をしながら歌うことができる内容であるか。
- e 興味・関心をそそり、心情を豊かにするような内容であるか。

#### キ 図画工作（美術）

- a 遊びや生活に結び付いた内容であるか。
- b 色彩が鮮明で、興味・関心が持てる作品が採用されているか。
- c 創造性を育てる内容になっているか。
- d 表現内容や鑑賞作品が発達段階に即したものであるか。

#### ク 体育（保健体育）

- a 歩く、走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な動きや運動内容がバランスよく配置されているか。
- b 遊びや運動を通して仲間と共に楽しく活動できる内容であるか。
- c 体のしくみと働き、発達の様子などがわかりやすく表現されているか。
- d 健康・安全と病気についての基礎的知識が理解できる内容であるか。
- e 健康と環境のかかわりがわかりやすく表現されているか。

#### ケ 職業・家庭

- a 実物に近い色合いでいろいろな食品がもりこまれていて、また楽しい食事の仕方やマナーがわかる内容であるか。
- b 家族がそれぞれの役割を分担していることが理解でき、楽しい家庭づくりをするために協力することの大切さがわかる内容であるか。
- c 色彩が豊富で、時と場に応じた衣服の組み合わせの楽しさがわかり、また着脱の習慣付けがなされるような内容であるか。
- d 身のまわりの整理・整頓や、気持ちのよい住まいの大切さなどが織り込まれた内容であるか。
- e 日常使っている品物に関心をもて、金銭の取り扱い方、買い物の仕方やお金の大切さがわかる内容であるか。
- f 身近にある産業や生産物が、日常生活に役立つものであることが理解できる内容であるか。
- g いろいろな職場で働く人たちの様子がわかり、仕事への興味・関心を高められる内容であるか。
- h 将来の職業生活や家庭生活、地域生活に意欲が持てる内容であるか。

#### コ 外国語

- a アルファベットに興味・関心が持てる内容であるか。
- b 色、動物、食器、文具、乗り物等の名称や数詞、曜日等、日常の生活に身近な言葉を中心とした内容であるか。
- c あいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞で歌って楽しんだりする内容であるか。
- d 表現内容が発達段階に即したものであるか。

#### サ 特別の教科 道徳

- a 児童生徒の発達の段階や特性、地域の実情を考慮した内容になっているか。
- b 生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した内容になっているか。

#### シ その他、配慮事項

- a 教科によって、その他特に必要な観点を設定する場合は、当該教科の目標に応じた観点であること。
- b 身近な行事や自然等を扱った郷土の絵本等の選定について配慮すること。

#### ④ 形式

- ア 表現や表記が適切であること。
- イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。
- ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。
- エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。
- オ 弱視等の児童生徒の使用についても配慮すること。

### 3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

- (1) 特別支援学校においては採択のために校内の採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。
- (2) 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

# 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 第6条第3号による採択替えを行う場合の中学校で使用する教科用図書の採択について

## 1 教科用図書の採択基準について（令和2年度と同一）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）及び同法施行令の規定により義務教育諸学校の教科用図書の採択基準を次のように定める。

無償措置法第13条の規定に基づき採択を行う。採択に当たっては日本国憲法、教育基本法に規定された教育の理念や目標を達成するとともに、学習指導要領に示された教科の目標や内容、並びに地域や生徒の実態を考慮すること。

- (1) 採択に当たっては、教育的見地と公正な立場を堅持すること。
- (2) 採択に当たっては、採択地区の自然的、経済的、歴史的、文化的諸条件等を総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。
- (3) 採択に当たっては、県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。
- (4) 採択に当たっては、採択地区の教育委員会は、共同採択を行う場合は採択地区協議会を設け、採択に遺漏がないようにすること。
- (5) 採択に当たっては、各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。

## 2 教科用図書の調査観点について（令和2年度と同一）

### (1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指し、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるように配慮されていること。

### (2) 調査観点

中学校学習指導要領に示す目標に従い、その内容及び内容の取扱いに示す事項を不足なく取り上げていること。

#### ① 内容

ア 内容は、小・中・高校の円滑な接続が図られるよう工夫するとともに、中学校学習指導要領に示された関連する教科の目標を達成するのに十分であること。

a 知識、技能の習得及び主体的な学びとなるよう正確かつ公正で、適切な内容を精選し、系統性、発展性が考慮されているか。

b 思考力、判断力、表現力その他の能力を育む観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動、特に、言語活動の充実を図るため

の工夫がなされているか。

- c 生徒の発達の段階や生活体験に即し、興味・関心を高めるとともに主体的に学習に取り組む態度が養われるような内容で構成されているか。
- d 我が国や郷土の歴史、文化、伝統に対する理解と愛情を深めるとともに、国際社会の中で主体的に生きていく資質や能力を培うために役立つような内容で構成されているか。
- e 基本的人権、生命を尊重する視点を持ち、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う工夫がなされ、豊かな心を育む内容となっているか。

イ 学習内容の質・量が学習指導上適切であること。

- a 各領域は発達の段階に即して、教材が系統的に配列されているか。
- b 主体的に学習ができ、進んで対話できるような配慮がされているか。
- c 基礎的・基本的な内容は、必要に応じて繰り返し学習することができるように配慮されているか。
- d 地域社会の特性に対応できるように配慮されているか。
- e 学習したことが、日常の生活に具体的に結び付くように配慮されているか。

ウ 発展的な学習内容として、適切であること。

- a 中学校学習指導要領の目標、内容の趣旨に沿ったものであるか。
- b 主たる学習内容との適切な関連を有しているか。
- c 生徒が多面的、多角的に考えたり、表現したりできる内容であるか。
- d 生徒の心身の発達の段階を考慮し、適切な配慮がなされているか。

## ② 形式

表現や表記等が適切であること。

ア 表現は、生徒が理解するのに適切で、特別支援教育への配慮があるか。

イ 発達の段階に即し、文字の書体や大きさ、用語の使用、計量、単位等が適切であるか。

ウ 統計、挿絵、写真、図表等は鮮明、正確かつ適切であり、活用するに当たって効果的であるか。

エ 「発展的な学習」等であることが教科書上明示されているか。

## 3 教科用図書の採択方法について

市町村教育委員会においては、無償措置法施行規則第6条第3号による採択替

えを行う場合は教科用図書を採択するための協議機関を、国立大学法人立・私立中学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。

その際、以下の(1)～(5)の事項に留意すること。

- (1) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。
- (2) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。
- (3) 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。
- (4) 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。
- (5) 採択替えの教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。